

税金から差し引かれる金額

配 当 控 除	配当所得に対して市民税 1.6％、県民税 1.2％控除されます。（課税総所得金額が 1,000 万円を超える場合、私募証券投資信託等については別計算になります。）
寄 附 金 税 額 控 除	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 6％、県民税は 4％に相当する金額（総所得金額等の合計額の 30％を上限） 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし、1 のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20％に相当する金額を超えるときは、その 20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195 万円以下	84.895％
195 万円超 330 万円以下	79.790％
330 万円超 695 万円以下	69.580％
695 万円超 900 万円以下	66.517％
900 万円超 1,800 万円以下	56.307％
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.160％
4,000 万円超	44.055％

上場株式等の配当等に関する課税関係一覧

	確 定 申 告 を す る		確 定 申 告 を し な い (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借 入 金 利 子 の 控 除	あ り	あ り	な し
税 率	所得税 累進税率 地方税 比例税率	所得税 15.315％ 地方税 5.000％	所得税 15.315％ 地方税 5.000％
配 当 控 除	あ り	な し	な し
上場株式等の譲渡損失との損益通算	な し	あ り	な し
扶 養 控 除 等 の 判 定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれない

納める税金の計算

ある税金の計算										市民税・県民税 均等割		森林環境税 (国税)		
市民税・県民税所得割														
所得 金額	－	所得 控除額	=	課税 総所得 金額	×	市民税 税率	－	市民税 税額 控除額等	=	市民税 所得割	+	市民税 均等割 (3,000円)	+	森林 環境税 (1,000円)
						県民税 税率	－	県民税 税額 控除額等	=	県民税 所得割		県民税 均等割※ (1,500円)		

※県民税均等割のうち、500円はあいち森と緑づくり税です。

市民税・県民税所得割の税率

総合課税			分離課税		
総所得	市民税	県民税	種類	市民税	県民税
	6 %	4 %	短期譲渡所得	5.4 %	3.6 %
課税総所得金額に 1,000 円未満の端数があるとき、税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額になります。			一般長期譲渡所得	3 %	2 %
			配当等・譲渡所得	3 %	2 %

令和 6 年度市民税・県民税申告の手引き

北名古屋市役所 税務課

日頃は北名古屋市の税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

個人市民税・県民税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。この手引きをご覧いただき、市民税・県民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

この手引きは、市民税・県民税に関する概略を載せています。ご不明な点は税務課個人市民税担当までお問い合わせください。

1 申告をしなければならない方

令和 6 年 1 月 1 日現在、北名古屋市内にお住まいの方で、令和 5 年中に所得があった方は、市民税・県民税申告書を提出してください。

ただし、次に該当する方は申告書を提出する必要はありません。

(1) 所得税の確定申告をした方

(2) 給与所得のみの方で、勤務先から北名古屋市へ給与支払報告書が提出されている方

(3) 公的年金収入のみの方で、公的年金等の支払者から北名古屋市へ公的年金等支払報告書が提出されている方

※ 令和 5 年中の所得が給与又は公的年金等のみの方で、新たに生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除を受けようとする方は申告してください。

※ 令和 5 年中に所得がなかった方や、非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった方は、申告の義務はありません。しかし、所得証明書等の交付や国民健康保険等の算定など各種制度において申告が必要な場合がありますので、必要に応じて申告してください。申告書をご提出いただく際には、申告書下「◎所得がなかった方の記載事項」欄に、令和 5 年中の生活状況などを具体的に記入してください。

2 申告期限

令和 6 年 3 月 15 日（金）

※ 市の確定申告受付期間中（令和 6 年 2 月 16 日から令和 6 年 3 月 15 日まで）は市民税・県民税の申告会場を健康ドーム内に設けております。市役所では申告の受付・相談はできませんのでよろしくをお願いいたします。

3 申告に必要なもの

(1) 市民税・県民税申告書

市のホームページからダウンロードや作成ができます。

(2) 令和 5 年中の収入や必要経費などが分かるもの

- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- 収支計算書や帳簿類等

(3) 各種控除に必要な領収書、証明書など

- 社会保険料控除……領収書、控除証明書
- 医療費控除……医療費控除の明細書
- 生命保険料、地震保険料控除……保険会社等の控除証明書
- 障害者控除……障害の種類及び等級の分かる各種手帳や障害者控除対象者認定証など

(4) 本人確認書類（マイナンバーカード、もしくはマイナンバーを確認できる書類及び身元確認ができる書類）

4 お問い合わせ先

〒 481－8531 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地

北名古屋市役所 税務課 個人市民税担当

TEL 0568－22－1111

「市民税・県民税申告書作成コーナー」のご案内
市のホームページ内にて、「個人市民税・県民税申告書作成コーナー」をご利用いただけます。
給与や公的年金等の源泉徴収票や各種控除に関する証明書などを基に、収入・所得情報、控除情報を入力していただくことにより、市民税・県民税申告書が作成できます。
ぜひご利用ください。

